

特定医療費（指定難病）償還払いのご案内

償還払いとは

特定医療費(指定難病)受給者証(以下、受給者証)が届くまでに指定医療機関において助成の対象となる医療費を受給者が支払った場合、償還払いの請求を行うと当該金額が秋田県から返還されます。

受給者証が手元に届きましたら、まずは医療機関に提示し払い戻し等のご相談をしてください。医療機関での払い戻し等が難しい場合は、下記の提出書類を最寄りの保健所へ提出してください。

手続きは任意です。医療機関の窓口負担額や証明書の発行手数料等を踏まえ、請求するかご判断ください。

償還払いの対象となる医療費について

- 1か月間(各月1日～末日)に、受給者証に記載された「自己負担上限月額」を超える医療費を支払いした方(病院・診療所の受診、薬局の保険調剤、訪問看護ステーションが行う訪問看護等の合算額)
→「自己負担上限月額」との差額分が支払われます。(高額療養費の支給対象額を除いた額)
- 2 「自己負担上限月額」を超えておらず、窓口で医療費を3割負担で支払いした方
→難病法の規定により自己負担割合は2割となるため、差額の1割が支払われます。
- 3 変更申請により「自己負担上限月額」が下がった方
→変更後の「自己負担上限月額」を超えて医療費を支払いした場合に、その差額が支払われます。(自己負担上限額管理票にて確認します。)

(注意)償還払いの対象外となる費用について

- 1 受給者証に記載されていない病名や、指定難病に付随して発生する傷病以外の治療(風邪や虫歯など)にかかった医療費
- 2 指定医療機関以外でかかった医療費
- 3 保険適用外の医療費(差額ベッド代、文書料、自由診療分など)
- 4 入院時の食事(生活)療養費
- 5 受給者証に記載された有効期間以外の医療費 など

提出書類

- 1～6 は必須
7、8 は該当者のみ

1 請求書(別記様式第9号)

※請求書は各保健所にあります。

2 特定医療費(指定難病)受給者証(写し)

3 自己負担上限額管理票(写し)

4 特定医療費(指定難病)診療報酬請求明細書

※ご自身で医療機関に記載の依頼をしてください。

※様式は各保健所及び美の国あきたネットからダウンロードできます。

5 医療機関の領収書(原本)

6 振込口座の金融機関名・支店名・口座番号・口座名義(カタカナ表記)がわかる資料

※通帳の写し、カードの写し等

7 高額療養費支給決定通知書等の写し(該当する場合)

※高額療養費に該当する場合は、高額療養費支給決定通知書等高額療養費の金額がわかる資料。

※高額療養費の対象となるかどうかは、各医療保険者へ確認してください。

- (例) ○被用者保険…職場の保険担当又は保険事業所へ
○国民健康保険…各市町村の国保担当へ
○後期高齢者医療制度…秋田県後期高齢者医療広域連合へ

8 委任状(該当する場合)

※受給者と請求者が異なる場合(受給者本人以外の口座に振り込む場合)に必要

※受給者が未成年で保護者に振り込む場合は不要

～相続人の代表者が申請する場合～

受給者が亡くなられてから請求する場合、1～7の書類に加えて①、②の提出をお願いします。

①債権の請求及び受領に関する申立書

※各保健所にあります。

②受給者が死亡したことがわかる書類及び相続人との関係がわかる書類

※「受給者・相続人の戸籍謄本」「改正原戸籍」など

請求から振込までの期間

償還払いの請求後3か月程度で振り込みされます。

書類の不備や医療機関への確認等により、さらに時間を要する場合がありますのでご了承ください。

受付・相談窓口

1 窓口 最寄りの保健所

名 称	電 話	名 称	電 話
大館保健所 (北秋田地域振興局大館福祉環境部)	0186-52-3952	大仙保健所 (仙北地域振興局福祉環境部)	0187-63-3404
北秋田保健所 (北秋田地域振興局鷹巣阿仁福祉環境部)	0186-62-1166	横手保健所 (平鹿地域振興局福祉環境部)	0182-32-4005
能代保健所 (山本地域振興局福祉環境部)	0185-52-4333	湯沢保健所 (雄勝地域振興局福祉環境部)	0183-73-6155
秋田中央保健所 (秋田地域振興局福祉環境部)	018-855-5170	秋田市保健所 (健康管理課)	018-827-5250
由利本荘保健所 (由利地域振興局福祉環境部)	0184-22-4122	秋田県 (保健・疾病対策課)	018-860-1424

2 時間 平日 午前8時30分～午後5時15分(土日祝日除く。)